

建 議

農業は、人間の生命・健康の維持に欠かせない「食」を支える根源的な営みです。しかしながら、昨今の農業を取り巻く情勢は、TPP（環太平洋連携協定）問題や米の直接支払交付金の半減・廃止など、農業・農村現場には不安がつきまとい、誇りと希望を持って安心して從事できる状況にはないと言わざるを得ません。

本町の農業は、先人の英知と努力により発展し、環境の保全に寄与するとともに、安全で安心な食料の供給に大きな役割を果たしてきましたが、農業従事者の高齢化や担い手不足といった状況から、行政でも様々な手立てを講じてはいるものの、農業経営につきまとう不安を払拭することができないでおり、このままでは食料の安定供給や環境の保全に影響が及ぶことが危惧されます。

蔵王町農業委員会では、耕作放棄地対策協議会を設置し、再生利用交付金等によって農業者が行う耕作放棄地を農地へ再生する作業を支援しているところですが、最近では、特に有害鳥獣による農作物被害を防止できず耕作放棄されてしまう農地が増加しています。農業委員は農業者へ直接的な働きかけを続けてはおりますが、その状況に歯止めをかけることは困難であり、町が早急に積極的な対策を講じなければ、農業者の営農意欲が減退し、本町での農業経営はますます苦しいものになります。

このため、蔵王町農業委員会は、本町の農業者を代表し、農業・農村の更なる発展を推進する立場から、農業に対する町の積極的な支援をお願いしたく、農業委員会等に関する法律第6条第3項の規定に基づき建議いたします。

平成26年2月3日

蔵王町長 村上英人 殿

蔵王町農業委員会会長 平間 博

農作物有害鳥獣対策について

イノシシ等の有害鳥獣による農作物被害は本町でも止まる所を知らず、農業経営を脅かす存在となったこれらの捕獲活動の活性化は急務である。町内における農業経営を維持し、食料の安定供給と環境の保全を図るため、早急に次の対策を講じられたい。

- 1 捕獲活動を活性化させるため、捕獲（クマ、サル及びイノシシ）1頭あたりの報償の増額、定期的なパトロール（わな見回り含む）に対する報酬、狩猟者登録手数料及び狩猟税に対する助成の拡充等が実現できるよう、農作物有害鳥獣駆除対策事業補助金を充実させる等の支援を行うこと。
- 2 現在捕獲活動を行っている隊員等が高齢化していることから、捕獲活動を継続していくためには、早急に後継者を確保しなければならない。よって、新たに狩猟免許を取得しようとする者に対し、初心者講習会受講料及び狩猟免許試験受験手数料に対する助成等の支援を行い、後継者の確保に努めること。
- 3 捕獲の活性化を妨げている一因として、捕獲した鳥獣を解体処理できる施設が町内にないことがあげられる。よって、捕獲した鳥獣を解体処理するための施設を町内に設置すること。
- 4 野生の鳥獣から農作物の被害を防ぐためには、狩猟者だけでなく、農業者自らもそれらをほ場に近付けないための努力が必要である。よって、農業者自らが対策を講じるための支援として、電気柵等設置経費に対する補助金について補助率を見直し、電気柵等を設置しようとする農業者の負担軽減を図ること。
- 5 有害鳥獣対策には、隣接市町も含めた広域的な取り組みが必要である。仙南広域圏での連携のとれた対策が実現できるよう関係機関への積極的な働きかけをすること。